

平成 21 年 5 月 14 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18720234

研究課題名（和文） 現代パリの景観形成をめぐる市民認識とその思想的背景

研究課題名（英文） Contemporary Public Perception of Urban Landscape Formation in Paris and its Ideological Background

研究代表者

荒又 美陽（ARAMATA MIYO）

恵泉女学園大学・人間社会学部・国際社会学科・助教

研究者番号：60409810

## 研究成果の概要

本研究は、第五共和制のフランスにおけるパリの都市計画について、強化されていく規制と新規性をもたらす国家プロジェクトを時代ごとに分析し、都市景観が固定化されていく過程を示したものである。事例を通し、パリの都市計画は 1970 年代後半に修復主体となり、1990 年代からは国家の影響力が低下し、19 世紀以来の衛生主義的な発想を残しながら、歴史的に作られてきた表象に強く影響されていることが明らかになった。

## 交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
総計	3,500,000	330,000	3,830,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：人文地理学

キーワード：都市景観、パリ、フランス、市民認識、イデオロギー

## 1. 研究開始当初の背景

2004 年の景観法の成立などにも代表されるように、申請当時、景観に配慮するという考え方は日本の都市計画の新しい方向性を示すものとなりつつあった。近代以降に現れた都市や農村の無秩序な変化は、美観を損なうばかりか、地域アイデンティティを脅かすものだという思想が普及したためである。その後、文化財保護法の拡充のなかで、「文化的景観」を保護する制度も作られ、その傾向は強化されている。

このような制度は、巨大な資本による開発が市民生活を破壊する動きに一定の歯止めをかけるものであり、その意味においては評価すべきものである。他方、景観を整えた後に、それが社会にいかなるインパクトをもたらすのかについては、まだ十分な検証がなされていない状況にある。観光など

による経済効果に関しては語られることが多いものの、地域やコミュニティに対する実態的な影響を明らかにしなければ、制度の意義を示すことにはならないはずである。都市計画的な景観の整備に関しては、より詳細で実証的な研究が必要となっている。

近年の地理学では、支配階層のイデオロギーの表れとして景観を捉える研究が多くなされている。景観を整備すること、さらには保護することは、あるイデオロギーにしたがってひとつの世界観を視覚化し、それを固定化することにはならないだろうか。景観という視覚を中心とした感覚を重視する意義についても、より多くの研究が必要である。

本研究では、このような問題意識の下、研究代表者が一貫して研究対象としてきたフランス社会において、都市計画的に景観を形成することの社会的な意味を市民の認識か

ら検討し、その認識に基づく政策の影響の広がりについて考察することを試みた。イデオロギーの存在は、その社会のなかで生活しているときには見えないこともある。本研究では、対象を自らが身を置く社会の外に設定することにより、景観を形成する思想の所在に迫ろうとしたものである。

## 2. 研究の目的

1に示した背景により、本研究は、現代パリの景観形成にかかわる思想を検討し、それが現実の都市社会に与える影響を明らかにすることを目的とした。パリという都市は、ゾーニングに代表される近代的な都市計画とは一線を画す、独自の政策を生み出してきた歴史を持つ。とりわけ景観整備という観点からは、現在まで世界的に参照される都市のひとつとなっている。そのような都市における景観と社会の関係をより明確にすることは、現代の都市計画の方向性を検討することに直接結びついている。

パリという都市の景観整備の起源をどこにたどるのかについては、ルネサンスからごく近年にいたるまで、多くの可能性がある。そのなかで、本研究は第五共和制(1958年～)に時代を絞ることとした。以前、研究代表者は、1889年に完成したエッフェル塔と1989年に完成したルーヴル美術館のガラスのピラミッドをめぐって起こった景観論争を比較し、建設の是非をめぐって対立はあったとしても、市民がパリの建造物に要請する内容は時代ごとに一致していることを明らかにした。19世紀末には世界的な価値観を体現するものを求めていたのに対し、20世紀末にはフランスの歴史に参照点を見出せるものを求めるようになっていた(荒又美陽2004「都市計画をめぐる認識の変容 パリのモニュメント論争から」『一橋論叢』132(2)、138-155)。この変化の背後には、広大な植民地帝国が崩壊したことがあると考える。そのため、植民地の独立を最終的に承認した第五共和制の成立を現代パリについて考察する起点とするのが適切と考えた。

第五共和制のパリの都市計画は、総体的な規制の強化と大統領の強力なイニシアチブによって展開されるプロジェクトベースの事業によって特徴付けられる。民間資本による都市開発が徹底的に管理・規制され、自由な景観を作り出すことが抑制される一方で、新しい景観を生み出すプロジェクトが常に国家レベルで提案されているのである。これは、まずは経済と政治、あるいは資本と国家の対立関係として理解することが可能かもしれない。しかし、先述のように、市民の認識においてパリの建造物への要請は時代ごとに一致する傾向が見られることから、この傾向の背後にある思想も市民の認識から説

明がつけられるものである可能性がある。本研究ではそこを検証することとした。

この40年余りのパリについて考察する際に、欠かすことのできない視点は二つある。ひとつは、パリ大都市圏において、歴史的建造物が多い都市内部のブルジョワ化(embourgeoisement、ジェントリフィケーション、高級化)に対し、新しい高層団地に特徴付けられる郊外に低所得層、とりわけ旧植民地からの移民が集中し、空間的・視覚的二極化が進んでいるということである。パリの都市計画の傾向は、この二極化を生み出す元にもなっているはずであり、景観をめぐるイデオロギーについて考察する手がかりになる。

もうひとつは、ここ20年ほどの間に、地方分権、国民国家批判、EU拡大の中であって、首都としてのパリの役割の問い直しが起こってきたということである。フランスの政治的・経済的・文化的中心としてのパリは、以前ほど疑いのない位置にあるわけではなく、相対的な地位の低下の局面にある。そのような国内の状況に加え、グローバルな競争が激化する中で、都市景観の整備もその競争の一翼を担うようになってきている。それは、政策決定のアクターが多様化していく一方で、思想的にはアピールしやすさ、わかりやすさのための単純化が求められている可能性を示すものである。

以上のような問題意識の下、本研究は、第五共和制における都市計画プロジェクトを年代ごとに調査し、現代パリの景観形成についてひとつのパースペクティブを得ることを最終的な目的とした。

## 3. 研究の方法

研究目的を達成するために、本研究では、関連文献および理論的な文献の収集とともに、第五共和制のパリを特徴付ける都市計画プロジェクトを年代ごとに取り上げ、資料収集を中心とした現地調査を行った。現在進行中のプロジェクトについては、資料収集とともにインタビュー調査も行った。

第五共和制の都市計画を概観したときに、規制強化の最大のもは1962年のマルロー法である。なかでも最もよく知られた対象地区はパリのマレ地区であり、これに関しては2002年から調査を開始していた。また、国家プロジェクトにおいて最大のもは1980年代のミッテラン大統領によるグラン・プロジェクトであり、これは2000年から調査を始めていた。

そこで、本研究では、1970年代と1990年代、そして2000年以降の規制とプロジェクトを補完し、第五共和制全体が見渡せるように調査を進めた。

(1)平成18年度

1970年代の国家プロジェクトであるレ・アル再開発、ボンビドゥーセンター建設、モンバルナス地区再開発に加え、民間規制の強化である「フュゾー規制」についての資料収集を行った。パリ市行政図書館、同歴史図書館、APUR(パリ都市計画工房)及びパリ市の都市計画部局を訪問し、研究用資料として公開されている書類とともに都市計画策定に現在使用されている書類を閲覧した。また、市民認識について探るため、当時の新聞資料を収集しているボンビドゥーセンター内の図書館とアルスナル・パヴィリオン内の資料室も訪問し、資料収集を行った。

#### (2) 平成 19 年度

1990年代の国家プロジェクトは、メガ・イベント招致とその失敗に特徴付けられているため、この資料収集を行った。1989年の万博については、招致には成功したものの国内の事情により断念し、その分がグラン・プロジェに振り向けられた。1992年、2008年、2012年のオリンピック招致については、強力で推進されたが、いずれも他の候補地が選ばれ、失敗に終わった。調査の対象としたのは、そのイベント招致によって、都市計画的には何を実現しようとしたかである。どのイベントについても分厚い調査報告書があり、パリ市行政図書館において閲覧が可能であった。

また、2000年代の「不衛生住宅(logement insalubre)」事業についても、APURの資料室およびアルスナル・パヴィリオン内の資料室において、行政文書と新聞記事の資料収集を開始した。

#### (3) 平成 20 年度

平成 19 年度に調査を始めた「不衛生住宅」事業について、パリ 18 区のシャトー・ルージュ地区に絞り、調査を行った。この事業は 2002 年から始まった現在進行中のものであり、同地区に事業主体の事務所が設置されていたため、インタビュー調査を行った。また、移民の多い地区でもあることから、各種の移民支援団体にもインタビューを行った。APURの資料室からは、パリ市の低所得向け住宅の現状についての調査報告書を入手した。

以上のような調査のほか、平成 18 年度と平成 20 年度には国内外の学会における口頭発表を行い、また平成 18 年度には日本都市地理学会の学会誌(査読あり)への投稿を行い、評価を仰ぐことによって研究の方向性を調整した。

### 4. 研究成果

3 年間の調査・研究によって得られた知見を大きくまとめると、以下の四つになる。

#### (1) 保全地区の整備手法の普遍化

1962 年のマルロー法によって、都市の一

角が全体として保存される制度が作られた。この制度の対象となった「保全地区(secteur sauvegardé)」では、建造物は基本的に修復によって整備される。その代表的な事例であるパリのマレ地区の再生事業がある程度の成功を収めたことにより、パリではそれ以降、以前のようなスクラップ・アンド・ビルド型の都市計画を基本的に行わないようになった。それを決定付けたのは、1977 年の「住環境整備プログラム事業(Operatiions programmées d'amélioration de l'habitat)(略称 OPAH)」であり、整備に当たり、基本的に解体ではなく、修復を行うものである。そこには、街区の全面的な解体にかかる財政的な問題もあったが、いずれにせよ、保全地区のモデルは都市全域に適用されることになった。

また、同じ 1977 年に、フュゾー規制も導入され、建造物の高さに関する規制が強化された。こうして、1970 年代までは建設された高層建造物は、現在はパリ市内ではほとんど設計できない。1977 年以降のパリは、基本的に景観を変化させない方向で整備されてきている。

ここには、全面的な再開発及び高層建造物に対する批判の高まりが反映されている。レ・アル、モンバルナスの再開発(とりわけメインタワー)に対する批判はとどまることを知らず、行政の方向転換を後押ししたと考えられる。特にレ・アルは、近年になって再度整備しなおされることとなり、設計コンペが行われた。1970 年代のこの転換は、現在までパリの都市計画の基調となっている。

#### (2) 国家による事業推進力の低下

1980 年代のグラン・プロジェに代表されるように、第五共和制の大統領は都市計画プロジェクトに大きな関心を寄せてきた。しかし、1990 年代以降、その推進力は低下してきている。シラク大統領は、「ポスト・コロニアル」という時代の要請にこたえるためにも、1931 年の植民地博覧会以来のアジア・アフリカ・オセアニア博物館から所蔵品を移し、大きく展開させるために「ケ・ブランリー美術館」を建設させ、元の建物は「移民史博物館」とすることで一定の成果を上げたが、財政的な批判も噴出し、開館までには非常に時間がかかり、難航をきわめた。サルコジ大統領は、そのようなプロジェクトには現在まで関心を示していない。

その他、国家的なプロジェクトになりうるパリ・オリンピックについては、最も選ばれる可能性が高かった 2012 年の開催地がロンドンに決定したことにより、現代世界におけるパリのアピール力の弱さを示すものとなった。パリの都市計画プロジェクトへの国家の干渉力は、弱体化する一方である。

他方で、オリンピックに伴って行われるはずであった都市計画事業は、形を変えながらも持続している。それは、パリ市内よりも郊外を中心としており、オリンピックのポジティブで民衆的なイメージを利用しながらの都市開発であると考えうる。パリの景観とイベントの関係については更なる検討が必要である。

### (3) 衛生概念の影響力の持続

フランスにおいて都市の全面的な再開発を後押ししてきたのは、公衆衛生の概念であった。19世紀から、当初はコレラ、次には結核の感染拡大を防ぐため、建造物の調査が行われ、それぞれ死亡率の高い地区で都市再開発が行われた。それは、低所得層の監視・管理を強化するシステムとしても働いており、極端な場合には外国人排斥にもつながった歴史を持っている。

その事業は、感染症の拡大防止という目的がなくなった現在も残っている。主に1970年のヴィヴィアン法を根拠法としながら、不法占拠住宅や市民からの衛生状態に関する通報が多い建造物も加え、2002年から「不適格住居 (habitat indigne) 消滅事業」として、2万件を超える住居の整備が行われている。

とりわけ、行政が最大の介入を行っているエリアはパリ18区のシャトー・ルージュである。ここはサハラ以南のアフリカ系の移民が多い地区であり、新しい移入民を常に焦点化してきた同事業の対象となっていることは象徴的である。インタビュー調査により、非正規移民の家族が強制退去させられた事例なども見られたことが明らかになった。

住宅の衛生状態を向上させる事業は、行政の役割として求められているもののひとつであり、市民の通報が対象建造物を決定する理由のひとつとなっていることから市民認識が都市計画の推進力となる例のひとつとして考えることができる。

### (4) 表象の力の増加

修復が主体となり、グローバル・レベルでの競争力が課題となっている現在、パリの都市計画で非常に大きな役割を果たすようになっているのは対象地区が持つ表象である。パリは、非常に多くの芸術作品の中で扱われており、そのほぼ全域が広く共有された表象を担っている。そのほとんど神話化した表象が都市計画の中に積極的に用いられることにより、その地区の景観はもとより住民構成にまで影響が及んできている。

たとえば、3-4区のマレ地区は、17世紀の貴族の街区という表象が強調されたことにより、民衆的であった街区が現在では高所得層の居住区となっている。倉庫やアトリエと

して使用されていた建造物は解体され、貴族の邸宅であった建物が修復されて、行政の事務所や博物館などとして再利用されている。

また、18区のグット・ドール地区は、ゾラの『居酒屋』のイメージが多用され、大々的な再開発が行われたもののそれほどブルジョワ化は進まず、再建された建造物は低所得層向けの住居として利用されている。また、「居酒屋広場」なる新しい場も建設された。

このように、地区の広く共有された表象が重視されることにより、市民の認識に添う形で、また世界的にアピールしやすい形で都市計画事業が進められている。

以上から、第五共和制において、パリの景観は物理的にも理念的にも固定化される方向に進んでいる。それは、市民の認識から読み取ることが可能であるという意味で、行政などの推進者による一方的な意向とはいえないものである。他方、それは支配的な社会グループの意向に沿うものであり、合わないものは巧妙に排除される形であることも見えてきた。

景観を整えることが地域社会にとって善であるという発想は主流になりつつあるが、巨大資本による横暴を抑制するということと景観保護は分けて考える必要がある。本研究では、パリの40年ほどの都市計画から、市民の景観をめぐる認識は「伝統」に根ざしたものであるというよりは非常に現代的なものであり、また限定的なものであることを明らかにしてきた。グローバル化が進むなかで、いかに排他的でない景観を形成していくのかは、現代社会の最大の地理的課題であるといえよう。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

荒又美陽「歴史的街区で何を保護すべきか マレ地区保存をめぐる市民の認識と政策の展開」『都市地理学』no.2、2007年3月、pp.33-45、日本都市地理学会

〔学会発表〕(計3件)

荒又美陽「建築家アルベール・ラブラドのマレ地区：フランスの都市計画における思想の一貫性をめぐって」人文地理学会大会にて口頭発表。(於：近畿大学)2006年11月

ARAMATA, Miyo, Territoire, représentations, toponimie : à propos du caractère anhistorique du quartier

historique du Marais (領域、表象、地名  
マレ歴史地区の非歴史的な性格について) 国際地理学会 (Congrès international de géographie) にて口頭発表。(於: クラムコンベンションセンター、チュニス、チュニジア) 2008年8月

荒又美陽「移入する人々と都市計画 パリの不衛生住宅対策をめぐって」日本地理学会春季学術大会にて口頭発表。(於: 帝京大学) 2009年3月

〔図書〕(計3件)

荒又美陽「街区に本来の姿を取り戻す パリ・マレ地区における「記憶」の収集と排除」森村敏己編『視覚表象と集合的記憶 歴史・現在・戦争』旬報社、2006年11月、pp.81-108

荒又美陽「歴史的街区マレの景観とフランス社会」阿部和俊編『都市の景観地理 大陸ヨーロッパ編』古今書院、2009年2月、pp.24-33

荒又美陽「都市内部の居住問題にみる政策と移民 パリ、シャトー・ルージュ地区を例として」宮島喬編『移民の社会的統合と排除 フランス的平等を問う』東京大学出版会、2009年6月刊行予定、pp.109-124(印刷中)

なお、本研究の成果もその一部となっている博士論文「神話と浄化 マレ地区にみるパリの景観形成」を一橋大学大学院社会学研究科に提出、現在審査中である。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

荒又美陽 (ARAMATA, Miyo)  
恵泉女学園大学人間社会学部  
国際社会学科助教  
研究者番号: 60409810

以上